

整理番号	整-R05-12	指定年月日・指定番号	令和5年10月13日・指-227	所在地	神奈川区栗田谷 21番6 、21番8、 21番21 及び22番2の各一部 (地番)			
調製・訂正年月日	令和5年10月13日調製（新規指定）、令和5年12月15日訂正（一部解除、追完調査、形質変更①、区域外搬出①）、令和6年6月27日訂正（形質変更①中間報告、一部解除）							
形質変更時要届出区域の概況	事業所跡地	面積	923.25平方メートル、448.54平方メートル(R5.12.15一部解除)、342.67平方メートル(R6.6.25一部解除)					
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨								
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類								
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由				土地の所有者等の意向により、試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された。(令和5年12月15日解除)				
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置				形質変更時要届出区域の一部について、土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）が講じられた。（令和6年6月25日解除）				
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨								
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称		
	令和5年8月3日 令和5年11月20日 (追完調査)	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン		☐ 含有量基準・ ☒ 溶出量基準・ ☒ 第二溶出量基準		株式会社エンバイオ・エンジニアリング		
		トリクロロエチレン		☐ 含有量基準・ ☒ 溶出量基準・ ☒ 第二溶出量基準				
		カドミウム及びその化合物、ほう素及びその化合物		☐ 含有量基準・ ☒ 溶出量基準・ ☐ 第二溶出量基準				
		シアン化合物		☐ 含有量基準・ ☒ 溶出量基準・ ☒ 第二溶出量基準				
		ふっ素 及びその化合物		☒ 含有量基準・ ☒ 溶出量基準・ ☒ 第二溶出量基準				
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類		実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法	
	①	令和5年11月20日 (令和5年12月5日)	令和6年5月27日	土間・基礎解体、掘削除去、原位置浄化		トーセイ株式会社	☒ 有・ ☐ 無	分別等処理 浄化等処理
							☐ 有・ ☐ 無	

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 「形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。